

## 平川市障害者活躍推進計画

平川市では、令和元年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたことから、障害者の雇用に関する具体的な取組を盛り込んだ「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）」を下記のとおり策定いたしましたので公表いたします。

令和2年4月1日

平 川 市  
平川市教育委員会

### 記

計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）				
平川市における障害者雇用に関する課題	<p>平川市においては、障害者の法定雇用率を達成するため、不足が生じる場合には、障害者に限定した職員の採用試験を随時実施していた。</p> <p>しかしながら、近年は障害者の定年退職等も増えている状況にありながら、採用試験への応募者が少ないこともあり、令和元年度には障害者の法定雇用率が未達成となった。</p> <p>このことから、障害者向けの職務の創出・開発といった取組を進めることで雇用の安定確保を目指すとともに、障害者一人ひとりの状況に応じて、その能力を有効に発揮できる職場環境づくりを目指す必要がある。</p>				
1 目標					
①採用に関する目標	<p>毎年6月1日時点の法定雇用率を達成することを目標とする。</p> <p>(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 1.46%</p> <table border="1"><tr><td>平川市</td><td>1.87%</td></tr><tr><td>平川市教育委員会</td><td>0.00%</td></tr></table> <p>※平川市と平川市教育委員会については、地方公共団体の機関の特例の認定により合算する。 (障害者の雇用の促進等に関する法律第42条)</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握し、進捗管理を行う。</p>	平川市	1.87%	平川市教育委員会	0.00%
平川市	1.87%				
平川市教育委員会	0.00%				
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないように努める。</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。</p>				

<p>③ワーク・エンゲージメントに関する目標</p>	<p>在職している障害者（新採用職員を除く）に対し、アンケート調査を行うことで実態把握を行い、前年度に実施したアンケート調査結果の基準を上回るよう努める。</p> <p>※「ワーク・エンゲージメント(仕事への積極的関与の状況)」とは、「仕事に誇りや、やりがいを感じている」(熱意)、「仕事に熱心に取り組んでいる」(没頭)、「仕事から活力を得ていきいきとしている」(活力)の3つが揃った状況と定義されるものであり、健康増進と生産性向上の両立に向けたキーワードとして、近年注目されている概念である。</p>
<p>2 取組内容</p>	
<p>①障害者の活躍を推進する体制整備</p>	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
<p>②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった中途障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
<p>3 その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>